

論文の内容の要旨

論文題目 会社財産に生じた損害と株主の損害賠償請求権 ドイツにおける反射
損害の議論との対比において

氏名 伊藤 雄司

株式会社において会社財産に損害が生じた場合、株主にも何らかの意味での損害が生じているとみることができる。株主のこのような損害を本論文では「反射損害」と呼ぶこととする。本論文は、この反射損害について株主が自らに帰属する損害賠償請求権を行使することにかかわる法的問題を考察したものである。なお、本論文は議論の射程としては請求権の根拠や請求の相手方に依存しない議論を指向しているが、扱う事例の多くは不適切な行為を行った取締役に対して損害賠償請求がなされるといった事案である。本論文は、導入にあたる序章、および、まとめにあたる第4章を除けば、第1章から第3章までの3つの章からなる。各章の内容は概ね以下のとおりである。

第1章ドイツ法。ドイツにおいては判例上、株主は自己に対する不法行為が成立する場合には、反射損害についても損害賠償請求を行うことが可能であるとされてきた。そこには、反射損害については原則として株主は損害賠償請求をなしえないとする、株主の権利行使についてのいわば消極的な態度と、他方において、一定の場合には株主に自己の権利に基づく損害の回復を認めるという積極的な態度の2つの側面を指摘することができる。第1章においては、まず、この両面について19世紀ドイツの議論を参照することによって、その実質的・形式的論拠について探ることを試みた。そこでは、株主による権利行使の原則的な否定が、株式会社をローマ法上の社団法人を範型とする法人(Corporation)とみる考え方に依拠するものであることに基づくことが示された。他方で、株主の不法行為請求権の承認は、形式的には、株主は自身に帰属する権利を行使することは当然可能である

ということに基づくものであり、また、実質的には、株主が反射損害について賠償請求をなしえないとする原則を貫くことにより、株主の利益が過度に損なわれるのを防ぐということに求められる。

第1章においては、また、以上のような状況がその後どのように展開したのかについて、判例・学説の整理を行っている。まず、第1に、上記のような株主の反射損害についての不法行為請求権の実質的な位置づけは、1926年の連邦通常裁判所の判示において明確にされるにいたり、また、具体的にどのような場合に株主の不法行為請求が認められるかについても、ドイツ民法典の不法行為に関する規定の解釈を通じた判例の蓄積により明確にされるに至った。それは、例えば、良俗に反する低廉な価格での新株発行であり、また、保護法規違反としての会社財産の横領などである。

第2に、特に1986年の連邦通常裁判所の判決を契機に、判例においては、株主に帰属する損害賠償請求の行使の場合であっても、反射損害についての賠償は、原則として会社財産に対する給付がなされなければならないとされた。学説も概ねこのような規整に賛成しており、議論の展開がみられる。このような規整の主たる根拠は、「会社財産の目的拘束」に求められる。その具体的内容は、会社目的達成のための原資としての会社財産が、株主の個人的な請求権の行使によって実質的に株主の私的財産に流出することがないということについて他の共同株主が利益を有することを根拠とするものである。ドイツ法のこのような形での展開は、例外としてどのような場合に株主は自らの財産に対する賠償の給付を要求しうるかについてなど派生的な論点についても興味深い帰結をもたらす。

第2章日本法。本章は主として反射損害に関する株主の損害賠償請求権についての学説の展開を追ったものである。旧商法典の時期においては、会社財産に損害が生じた場合、株主は理論上は当然に損害賠償請求をなし得るものと理解されていた。これに対し、会社の法人性を根拠として個々の株主の訴権を否定した大審院判決を経て、明治44年商法典改正以降の通説は、株主は反射損害については損害賠償請求をなしえないものと解するに至った。すなわち、株式会社が法人であることから株主が会社の権利を行使し得ないとされるのはもちろん、さらに進んで、不法行為請求権や取締役の第三者に対する責任に関する規定に基づいて損害賠償請求を行うことも否定的に解されたのである。その論拠とされたのは、1つには、株主は会社自身の損害賠償請求権を行使することによって自らの損害の回復を図るべきであるという論理であり、これによると、会社の請求権放棄により損害の回復を得られないことがあるとしてもそれは資本多数決の結果としてやむを得ないとされた。このような考え方は、当時の論者の言葉を借りて「会社生活の本質」論と名付けることができる。もう1つの論拠としては、資本維持の原則を挙げることができる。これによると、株主が仮に反射損害について自らの損害賠償請求権を行使しうるとするならば、結果として会社の請求権を分け取ることとなり認めがたい、とされる。これらの2つの論拠は、現在においても、特に、取締役の第三者に対する責任を定めた商法266条ノ3第1

項の解釈において、基本的に受け継がれているものと評価できる。

第3章総括と検討。本章においては、第1章、第2章において得られた認識を踏まえて、我が国における解釈論としてどのようなことがいえるか、検討を行った。ここでの議論は、ドイツ法・日本法いずれの議論も次の2つの視点からのものとして整理できる、ということを出発点としている。すなわち、1つは、株主は単独で会社の損害についてその回復を求めることができるか、という株主の権限ないし地位にかかわる視点であり、もう1つは、反射損害について株主が自己の損害賠償請求権を行使することにより株主の私的財産が増加する一方、会社財産が何らかの意味で損なわれる可能性をどのように捉えるか、という視点である。これらの視点おのおのについてドイツと日本双方の考え方を見較べることによって、次のようなことがいえるのではないかと思われる。

第1の視点、すなわち、株主の権限にかかわる問題については、反射損害について株主が会社機関構成員に対して訴訟提起をすることが原則として否定されるべきことについては、我が国においてもドイツにおいても同様である。しかし、そのような原則の妥当範囲については相違がある。すなわち、ドイツにおいては、このような原則は会社の権利と構成されるもののみにのみ妥当するものと考えられている。したがって、ドイツにおいては、株主が不法行為請求権に基づいて反射損害について損害賠償請求をすることは可能であるとされる。これに対して、我が国においては、上記の原則が「会社生活の本質」にかかわる問題として捉えられる結果、その適用範囲は、株式会社の権利と構成されるものにとどまらず、株主が自らの権利として損害賠償請求権を取得するかという問題にも及ぶものと解されている。結果として、我が国では、不法行為に関する規定や取締役の第三者に対する責任に関する規定に基づいて株主は反射損害について賠償請求をすることはできないとされるのである。しかし、我が国における「会社生活の本質論」も、資本多数決原理に依拠する限り、株式会社に帰属する損害賠償請求権にのみ妥当する原理とせざるを得ないと思われる。また、実際上も、会社の損害について株主の単独での権限を否定するという原則を支える実質的な利益を株主が単独で賠償請求を行うということについて有する利益が上回る場合には、株主の固有の損害賠償請求権の成立を認める方がよいのではないかと思われる。その意味で、反射損害について商法266条ノ3第1項に基づく損害賠償請求権の成立の可能性を否定する我が国の通説は論理的にも実際的にも妥当ではないのではないかと考えられる。

第2の視点、すなわち、会社財産と株主の私的財産との関係についての視点は、我が国においては、資本維持原則によって捉えられてきた。しかし、会社の損害についての賠償が会社財産に帰属しなければならないとの原則は、人的会社や民法上の組合についても存在することが指摘できる。また、資本維持原則自体は、会社に帰属すべき財産の範囲について何かを語るものではない。我が国においても、会社財産の目的拘束と同様の概念の存在を認めうるものであり、そうであるとすれば、ドイツ法と同じく、会社財産の目的拘束と

いう概念の方が、この問題をよりよく捉えるものであると考えられる。このように考えた場合、株主の固有の損害賠償請求権の行使が禁止されるものと解する必然性は存しない。むしろ、目的拘束が満足される形での株主の損害賠償請求権行使が可能であるならば、これを認めてよいのではないかと考えられる。その意味で、会社財産への賠償の給付を求める形で株主は損害賠償請求権を行使しなければならないとするドイツ連邦通常裁判所判例の規整の採用は株主の利益保護と会社財産の維持の要請をともに満足するものとして魅力的である。また、仮に請求権の主体と賠償給付の受領者が異なるという一見奇妙な結果が我が国の法体系上受け容れがたいとしても、少なくとも目的拘束が廃棄された、または、これと同視し得るような場合には、株主は反射損害についても固有の損害賠償請求権の行使を妨げられないと解すべきであろう。このような場合としては、ドイツ法の議論を参考としていくつかの場合が考えられるが、とりわけ、株主間対立を背景として会社財産に損害が加えられたような場合もその1つとして考えることができる。